

横 資 委 第 15 号  
令和5年1月25日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市保有資産公募売却等  
事業予定者選定委員会  
委員長 中西 正彦



保有資産の公募売却に係る審査について（答申）

令和4年9月28日財資経第155号で諮問のありました保有資産の公募売却に係る審査については、別紙のとおり答申します。

（令和4年9月28日財資経第155号での諮問事項）

- ・ 鶴見区北寺尾六丁目土地公募売却（二段階一般競争入札）に伴う応募者の企画提案書の審査



## 審査結果について

## 1 公募名称

鶴見区北寺尾六丁目土地公募売却（二段階一般競争入札）

## 2 審査方法

鶴見区北寺尾六丁目土地公募売却募集要項（以下「募集要項」という。）に記載の審査の基本的な考え方にに基づき、応募者の提案内容の審査を行い、事業予定者を選定しました。

## 3 審査件数

1件

## 4 応募概要

応募者	主な施設（概要）	施設規模 配置	地域防災に供する 施設・設備	地球温暖化対策に供する 施設・設備
A	新築戸建て分譲	木造2階建 20棟	エネファームの導入 （停電時に発電、断水時貯水タンクとして利用）	長期優良住宅仕様の採用 （設計性能評価基準に基づく「断熱性能」及び「一次エネルギー消費量」で最高等級を取得予定）

※ 応募書類上、募集要項に定める参加資格その他の条件に適合（事務局確認）

## 5 審査講評

## (1) 審査概要

応募1件の企画提案書についての審査を行いました。審査に当たっては、応募者への質疑により委員会として必要な事項を確認しました。

事業能力としては、応募者は当該事業を行うに当たり、類似の事業実績があり、必要な資力も有しています。

事業内容としては、提案が募集要項の土地利用条件に従い、実現可能な内容であると判断されます。

総合的な評価としては、地域状況に配慮した土地利用条件に沿って当該地を有効利用しうる内容となっています。

その他、募集要項の諸条件等を満たすとともに、いずれかの審査項目において著しく劣り「不適」と判断されることがなく、得点も審査通過基準を満たすものでした。

## (2) 審査結果

各応募者の審査結果は、次のとおりです。

応募者A 審査通過

## 6 まとめ

当該審査後、審査通過者により実施される入札における落札者が事業予定者となりますが、横浜市においては、本委員会が審査した提案内容が確実に実行されるよう、事業予定者となる応募者との協議を適切に進めてください。

以上

## 添付資料：公募概要

### 1 物件の表示及び最低売却価格

#### (1) 物件の表示

土地の所在	地目 (公簿)	地積 (㎡)	
		公簿	実測
横浜市鶴見区北寺尾六丁目 848 番 12	宅地	2,952.20	2,952.20

#### (2) 最低売却価格

総 額
254,479,640 円

### 2 土地利用条件

#### (1) 募集用途

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2に基づき、第一種低層住居専用地域に建築することができる建築物で、周辺環境と調和したものとします。

#### (2) 附帯設置を要する施設・設備等

- ア 地域防災に供する施設・設備
- イ 地球温暖化対策に供する施設・設備

#### (3) 市内事業者の活用

設計、施工又は管理運營業務のいずれかにおいて、市内事業者を活用してください。

#### (4) その他事業者提案によるもの

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点に立った、「新しい生活様式」に配慮した提案等の取組